

2006年10月24日

特別区長会会長  
西野善雄 殿

東京清掃労働組合  
中央執行委員長 西川卓吾

### 2006年度賃金確定に関する要求書

日頃、特別区職員の処遇改善のためご尽力されている貴職に敬意を表します。

8月8日に人事院勧告が出され、10月12日には、特別区人事委員会からも「平成18年職員の給与に関する報告及び勧告」が出されました。

勧告内容は、官民比較企業規模の見直し等に象徴されるように、国に追随した内容であり特別区人事委員会としての自立性・主体性を放棄したものと言わざるを得ません。このことは公務員賃金を意図的に引き下げようとするものであり、厳しく批判されるべきであります。従来からの比較方法で行えば、月例給で0.4%、金額で2,189円、一時金で0.05月の改善がされるものであります。本年度の給与等の確定においては、このことを十二分に踏まえ、民間賃金を精確に反映して頂きたいと思っています。

人事委員会の勧告は、行政系職員を対象に行われるもので、現業系職員の給与等の確定については、団体交渉による労使合意が原則であることは改めて申し上げるまでもありません。勧告日当日の要請の場において、給与等の改定を行うにあたって私どもの考えを何点か申し上げました。

また、身分切替に伴って生じている懸案事項についても、都区合意・労使合意が守られるよう対応されることを求めています。

本日、課題ごとに具体的な要求を致しますが、12日の要請の際、西野会長からは「職員が意欲を持って職務に取り組むことができる人事給与制度の構築に向け不断の努力を行う」との回答を頂きました。私どもは、その回答通り全ての職員が意欲を持って日々の職務を遂行できるような納得できる人事給与制度を構築して頂きたいと思っています。

上記を踏まえ、下記の通り要求を致しますので、みなさんからの誠意ある回答を求めます。

#### 記

- 1、現業（業務）職給料表を早急に提示し、具体的な協議を行うこと。
- 2、現業（業務）職給料表の作成にあたっては、現行給料表を基本とし、以下の各項目を踏まえること。
- 3、地域手当は本給に組込むか、本給と同等の扱いとすること。
- 4、地域手当の支給割合の見直しによって引き下げられる分を原資として支給される退職金加算分への配分については、一般職員も含め全職員を支給対象職員とすること。また、配分率については激変緩和の意味から当分の間、同率とすること。
- 5、公務労働は民間企業の効率と利潤追求を目的とした労働とはその質が違うものであり、査定昇給制度や勤勉手当に成績率を導入すること自体が不適切である。従って、制度廃止も含めて、改めて労使による協議をすること。
- 6、技能V・VIに関わる初任給格付は、身分切替職員との均衡を考慮し、改善すること。
- 7、調整額の本給組込みによる最高号給到達者は上位級へ格付すること。
- 8、身分切替がされた清掃業務従事職員は、調整額代替措置の13,000円が本給に組入れられたことにより最高号給到達者が多数生じている。従って、号給を増設すること。
- 9、査定昇給等に関わり、現業系職員の査定区分を技能長以上と技能主任以下とに区分すること。
- 10、長年まじめに職務を遂行してきた職員の努力が報われるよう、級格付制度とは別の措置を講ずること。
- 11、現業系任用制度が抜本的に改善されない現状で、職務段階別加算については現行制度を継続すること。また、行政系職員との均衡を図ること。
- 12、統括技能長・技能長の昇任は、23区統一選考とすること。
- 13、新たな職務として技能長補佐の職務を設置すること。
- 14、統括技能長及び技能長の設置基準を改善すること。
- 15、清掃職場における技能主任の設置基準は、職場実態を反映して概ね2人に1人とすること。

以上

